

平成 18 年度

## 事業報告

財団法人国際貿易投資研究所  
公正貿易センター

平成 18 年度は WTO ドーハラウンド（ドーハ開発アジェンダ）交渉の進展が期待されたが、途上国と先進国の意見の対立が厳しく、特に農業交渉での進展が見られなかったため、平成 18 年 7 月に一旦交渉が中断されたが、平成 19 年 1 月ダボスでの非公式閣僚会合で早期妥結を目指して再開することが決まり、農業のみならず、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、貿易円滑化を含めた包括的な合意を目標に交渉が再開された。

アンチダンピング協定改定交渉では、わが国政府は「AD フレンズ・グループ」のリーダーとして鋭意交渉に取り組んでおり、公正貿易センターは、海外からの輸入品に対して貿易救済措置を発動することも考慮しながら、研究会などを通じて、政府の交渉に資するよう努力してきた。

WTO 紛争解決機構は発足以来 300 件以上の紛争案件の解決に寄与してきた。公正貿易センターではパネル研究会において直近の案件のパネルおよび上級委員会の報告と勧告について評価、分析を行った。

知的財産権保護については、途上国、とりわけ中国における模倣品、偽ブランド品などの取り締まり態勢には依然問題が多く、わが国企業にとっては極めて深刻な状況が続いているため、TRIPS 協定に基づく効果的な対策を目指して、公正貿易センターでは TRIPS 研究会を通してこの問題に取り組んできた。

途上国の WTO 協定実施能力の向上に図るために、公正貿易センターは途上国の政府職員を中心とした WTO 研修プログラムを JICA（国際協力機構）から受託して実施した。

東アジアでは ASEAN を軸に EPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）などの地域貿易協定の動きが活発化しており、東アジア経済共同体に向けた議論も本格化してきた。我が国も経済連携協定（EPA）を、既に締結済のシンガポール、メキシコに加え、マレーシア、フィリピン、チリと締結し、タイ、インドネシア、ブルネイ、と大筋合意した。また東南アジア諸国連合（ASEAN）、湾岸協力会議（GCC）、インド、ベトナムとは交渉開始し、豪州、スイスとも交渉開始に合意した。公正貿易センターではこうした動向に注目してセミナー等を開催した。

アジア WTO 研究ネットワーク会議を 4 月に台北で、11 月にバンコクで開催した。台北会議では、香港閣僚会議のドーハラウンドの課題について、バンコク会議では、WTO の今後

の展望について討論した。

平成 17 年 10 月に東京で開催した WTO 発足 10 周年記念シンポジウムで発表された論文を WTO 上級委員会事務局が編集して *The WTO in the Twenty-first Century* と題してケンブリッジ大学出版から出版され、平成 19 年 3 月に出版記念講演会を東京で開催した。

上記を踏まえ、実施した事業内容は以下の通りである。

## I. 調査研究事業

わが国の主要貿易、投資相手国による不公正な貿易慣行、法制、政策及び WTO 紛争解決手続等に関して学界、実業界、法曹界等の有識者を委員に委託し、経済産業省をはじめ関係者の協力を得て以下の研究会、委員会等を組織し、調査研究を行なうとともに事務局にて各種通商問題の情報収集とその取り纏めを行なった。

### (1) WTO パネル・上級委員会報告研究会

本委員会は 17 年間継続して、WTO パネル・上級委員会に付託された国際間の通商に関わる紛争につき研究を行ってきた。平成 18 年度は 2005 年から 2006 年にかけて WTO 紛争解決機関で採択されたパネル報告及び上級委員会報告を中心にその分析・評価を行ない調査報告書を作成した。

主査 早稲田大学大学院法務研究科 清水章雄 教授

副主査 東京大学大学院総合文化研究科 小寺 彰 教授

委員 9 名 委員会開催 6 回

### (2) 知的所有権の貿易関連側面 (TRIPS) に関する研究【特許庁請負研究】

各国の知的財産関連法令が WTO の TRIPS 協定に整合しているかどうか等について分析調査を行ない、TRIPS 協定が直面する課題の検討、TRIPS 協定の見直し、加盟国法令レビューなどの調査・研究を行った。

委員長 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 相澤英孝 教授

委員 16 名 委員会開催 5 回

### (3) アンチダンピング協定改定問題研究会／実務者グループ会合【競輪補助事業】

WTO 新ラウンド交渉におけるアンチダンピング協定改定の取り扱い状況の把握とわが国の対応策、アンチダンピング措置発動状況と問題点、企業の受けている影響と対応策につき産業界実務経験者による研究会で分析及び検討を行った。

座長 東京大学大学院総合文化研究科 小寺 彰 教授

委員 11 名 委員会開催 3 回

### (4) AD 迂回防止措置検討委員会【競輪補助事業】

WTO アンチダンピング協定には迂回防止規定がないため、アンチダンピン

グ協定改定交渉の中で議論される際に、わが国としてどのような規定を盛り込むべきかを企業の実務家を交えて検討した。

座長 東京大学大学院総合文化研究科 小寺 彰 教授

委員 9名 委員会開催2回

(5) 我が国貿易救済措置の整備に関する研究会【競輪補助事業】

我が国においてはアンチダンピング措置等の貿易救済措置の調査やその発動の件数が極めて限られていることから、関連の法令・ガイドライン又は運用が必ずしも整備されているとは言えない。本研究会では、問題があると思われるいくつかの点について、学識経験者による検討を行い、調査当局の今後の指針を提供した。

座長 大阪大学大学院法学研究科 川瀬剛志 准教授

委員7名 委員会開催3回

(6) 我が国のアンチ・ダンピング措置利用可能性に関する調査【国際経済交流財団受託研究】

日本企業がアンチダンピング制度を利用する機会が増えていくことを想定して、アンチダンピング調査実績の多い米国とEUの制度や調査体制に関し、具体的な事例等を基に調査・分析した。

(7) 主要貿易相手国における不公正貿易政策の研究

産業構造審議会 WTO 部会不公正貿易政策・措置小委員会では、米国、EU、中国、韓国、台湾、ASEAN 等、我が国の主要貿易相手国の不公正な貿易政策や措置の撤廃、改善を促す為に、当該国の政策・措置を、WTO ルールとの整合性の観点から分析した。公正貿易センターでは松本特別顧問が委員として参画するとともに、委員会の運営に協力した。その成果は、経済産業省から『不公正貿易報告書 2007年版』として一般に公表された。また、英文版“2007 Report on Compliance by Major Trading Partners with Trade Agreements –WTO, FTA/EPA, BIT-”を当センターから海外の関係者に配布した。

(8) 法律問題調査【競輪補助事業】

ドーハラウンドに向けた米国議会・行政府・業界団体の動向、同じく米国の通商関連予算・審議プロセス、EU の貿易ルールに関する情報収集・分析、投資を含む国際経済ルールに関する調査を国内の調査機関に委託した。また、米国の二国間投資協定に関する分析調査、EU 諸国の二国間投資協定に関する調査、及び米国・EU・WTO において特に日本に影響を与える貿易制限措置や通商関係の問題について、欧米の通商法専門の法律事務所に調査を委託した。いずれも詳細な報告・助言を得た。

## II. 情報及び資料の収集提供事業

(1) 主要国の特殊関税制度及びその他の通商法の制度と運用に関する情報、資料の収集整備と提供（資料や文献の多くのは競輪の補助金により入手した。）

① 次の資料をインターネット等により定期的に入手した。

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 米国        | ・官報 (Federal Register)       |
|           | ・ International Trade Report |
|           | ・ Inside US Trade            |
| EU        | ・官報 (Official Journal EC)    |
| Canada    | ・官報 (Canada Gazette)         |
| Australia | ・ Australian Customs Notices |

② 主要国の通商法規及び WTO に関する文献、論文等を収集、整備した。

③ 主要国の通商法の運用につき、関係官庁、内外の学者、弁護士、会員企業、団体と活発に情報及び資料の交換を行なった。その活動を通じて内外の情報ネットワークの一層の整備に努めた。

④ インターネットの積極的活用を図り、ホームページ、電子メールによるタイムリーな情報の提供を目指し、当センターの活動内容・成果の発信、セミナーの案内、海外の通商関連情報の発信・提供等に努めた。

(2) 海外調査の実施

平成 18 年度は下記の海外調査を行なった。

① 出張者 当センター 岩本所長

出張先 米国 (ニューヨーク)

期間 平成 18 年 4 月 4 日～4 月 12 日

目的 コロンビア大学での WTO10 周年記念シンポジウムに参加

② 出張者 松下満雄東京大学名誉教授、中川淳司東京大学教授、当センター岩本所長、松本健特別顧問【貿易研修センター支援プロジェクト】

出張先 台湾 (台北)

期間 平成 18 年 4 月 23 日～4 月 26 日

目的 Asian WTO Research Network 会議に出席

③ 出張者 松下満雄東京大学名誉教授、福永有夏早稲田大学助教授、当センター 岩本所長

出張先 米国 (ホノルル)

期間 平成 18 年 10 月 11 日～ 10 月 15 日

目的 APEC Hawaii Workshop (New International Architecture)に参加。

(貿易研修センター主催プロジェクト)

④ 出張者 当センター 岩本所長【競輪補助事業】

出張先 米国 (ワシントン、ニューヨーク)

期間 平成 18 年 10 月 25 日～11 月 2 日  
目的 米国の通商政策及び WTO ラウンド交渉への対応に関する現地調査

⑤出張者 天野倫文法政大学助教授、李瑞雪富山大学助教授、当センター 岩本  
所長

出張先 中国（広州）  
期間 平成 18 年 11 月 19 日～11 月 23 日  
目的 広州地区における金型産業に関する情報収集。  
（貿易研修センター主催プロジェクト）

⑥出張者 松下満雄東京大学名誉教授、当センター 岩本所長、松本健特別顧問  
【貿易研修センター支援プロジェクト】

出張先 タイ（バンコク）  
期間 平成 18 年 11 月 24 日～11 月 28 日  
目的 Asian WTO Research Network 会議に出席

⑦出張者 当センター 岩本所長【競輪補助事業】

出張先 中国（上海、北京）  
期間 平成 19 年 1 月 18 日～1 月 23 日  
目的 中国の通商政策及びアンチダンピング調査に関する現地調査。

⑧出張者 当センター 岩本所長、松本特別顧問、小杉研究主幹  
【国際経済交流財団受託研究】

出張先 米国（岩本）、欧州（松本）、中国（小杉）  
期間 平成 19 年 1 月～2 月  
目的 我が国のアンチダンピング措置利用に関する米・欧・中の実態調査。

⑨出張者 当センター 岩本所長【競輪補助事業】

出張先 欧州（ジュネーブ）  
期間 平成 19 年 2 月 13 日～2 月 17 日  
目的 WTO 事務局及び弁護士事務所からの情報収集。

⑩出張者 松下満雄東京大学名誉教授、当センター 岩本所長

出張先 中国（長沙）  
期間 平成 19 年 3 月 28 日～3 月 31 日

目的 中国湖南師範大学での WTO 体制に関する討論会に参加。

### III. 啓発普及活動

#### (1) セミナーの開催

##### ① 競輪補助事業

米国、欧州関係で、

「EU 新化学物質規制 REACH と WTO/EU 法」「欧米の独占禁止法の最近の動向と敵対買収防止策」「米国・EU の競争政策及び我が国の企業結合ガイドライン改正等に関する最近の動向」のテーマで 3 回

中国関連で、

「中国の WTO 加盟 5 年の成果と今後の展望」のテーマで 1 回

アジア関連で、

「インドの知的財産制度とその運用」「インドを目指して一日本投資家向けのインド投資概観」のテーマで 2 回

貿易と環境問題で、

「地球環境問題と WTO」のテーマで 1 回

##### ② 貿易研修センター支援事業

米国、欧州関係で、

「米国の通商・貿易・投資に関する法律の 2006 年の動向」「最近の欧米における競争法の動向」「米国の通商法・通商政策の最近の動向」のテーマで 3 回

中国関連で、

「中国とのビジネスに係る問題に関するセミナー」のテーマで 1 回

アジア関連で、

「ASEAN の経済産業動向—タイを中心に」のテーマで 1 回

その他貿易・投資等関連で、

「国際貿易における知的財産権保護をめぐる最近の動向」「通商問題の最近の動向」「独占禁止法セミナー：国際カルテル執行を取り巻く最新動向」「海外投資リスク回避に関する日本企業への助言」「WTO ルール部長との意見交換会」のテーマで 5 回

合計 17 回のセミナーを開催した。

#### (2) WTO 発足 10 周年記念国際シンポジウム論文集出版記念講演会

開催日：平成 19 年 3 月 9 日

平成 17 年 10 月に東京で開催した WTO 発足 10 周年記念シンポジウムで発表された論文を WTO 上級委員会事務局が編集して The WTO in the Twenty-first Century と題してケンブリッジ大学出版から出版され、平成 19

年3月に出版記念講演会を東京で開催した。

(3) 対日アンチダンピング情報の発行

米国、EU、カナダ、オーストラリア、中国の官報並びに経済産業省の情報等により当センターが把握した対日アンチダンピング情報のリストを毎月発行し、会員に提供した。

(4) WTO 研修の実施

JICA（国際協力事業機構）から WTO キャンパシテビルディング協力の一環として、途上国行政官を対象とする研修事業を受託し実施した。

①研修名 : WTO 協定・紛争解決了解の運用

期間 : 平成19年1月29日～2月9日

対象国 : インドネシア、ラオス、フィリピン、モルドバ、シリア、チュニジア、アゼルバイジャン、ボスニアヘルツェゴビナ、コソボ、サンタルチア、スリナム、 11名

IV. 相談・助言事業

対日アンチダンピング調査案件及び措置等について会員企業、団体等にその対応策について助言した。この他、産業界のみならず学界、法曹界、マスコミ等からのアンチダンピング問題、通商問題に関する問い合わせ及び情報・資料提供要請に対して適宜対応した。

各国の法令、アンチダンピング手続への対応、個別製品の現行アンチダンピング税率、法律事務所の情報、主要貿易相手国の官報、当センター報告書、内外の文献等に対する問い合わせに応じた。中国の WTO 加盟に伴う法令の変更や中国との貿易、投資、知的財産権に関する案件が急速に増加した為、関連する制度・運用に関する問い合わせ、相談が前年度に引き続き多かった。また日本のアンチダンピング調査手続やセーフガード措置に関する問い合わせにも適宜対応した。